

## 【2019年度市町村社協による法人後見事業促進会議 事前アンケートより】

## 1. 法人後見の受任件数について

社 协	後 見	保 佐	補 助	合 計
岐 阜 市	3	0	0	3
高 山 市	16	4	1	21
関 市	5	1	0	6
各 業 原 市	1	0	0	1
可 児 市	2	0	0	2
飛 駒 市	4	1	0	5
郡 上 市	1	0	0	1
合 計	32	6	1	39

## 2. 法人後見事業を実施するうえで課題と感じていること、課題解決に向け取り組んでいること

岐 阜 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者が変わっていくので、担当職員の専門性を向上していくことが難しい。</li> <li>・在宅サービス（介護保険事業等）を実施しており、利益相反が気になる。</li> <li>・後見人として、どこまでやるべきか。（医療同意や急な通院、時間外の対応等）</li> </ul>
大 垣 市	<p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後見業務を実施するにあたり、業務内容を整理する必要はあるが、連絡体制については24時間対応する必要がある。現在の職員体制でどのように整備していくか。</li> <li>・死後事務をどこまで対応していくか。</li> <li>・病院や施設は後見人に対する期待度が高いため、後見業務以外のことを求める場合がある。（身元保証等）</li> </ul> <p>《課題解決に向けての取組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修報告等によりその都度話し合いを行っている。</li> </ul> <p>※明確な取り組みは現段階では行っていない。</p>
高 山 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務整理や相続、土地建物の処分等、法的な専門知識が求められる場面が多くあり、法的専門知識の習熟が難しい。</li> </ul>
関 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協として受任する意義は身上保護への取り組みであると考えているが、支援の範囲について悩むときがある。</li> <li>・サービス等利用計画（障害者）への計画同意の署名・押印について、今まで本人が同意・署名していたが、受任が決定したことで後見人に求められる。意思決定支援として本人が継続して計画同意すべきか、後見人として同意すべきか悩むときがある。</li> </ul>
美濃加茂市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可茂圏域は、美濃加茂市以外の町村は潜在的な利用者のニーズが大きい高齢</li> </ul>

	<p>過疎地域であるものの、支援のための人的・物的な資源が乏しく、第三者後見人の確保が困難な地域。かつ市民後見の推進といつても、そもそも支援者側に回れる年齢層の市民自体が少ない。地域で市民後見人を育成するだけでは、明らかに人手が足らないと思われる。また、法人後見を含む地域ぐるみの組織型後見の仕組みもない。それらを考慮すると、複数の市町村による広域連携のかたちでの法人後見の実施を視野にいれていかなければならないだろうと感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中核機関の設置や法人後見を実施したからといって権利擁護体制が構築されるものではなく、専門職が育たない地域では権利擁護体制の構築は難しいのではないかと感じる。市民後見人育成はもちろん必要だし、大切な取組だとは思うが、福祉に関わる全ての支援者が権利擁護の役割を持つという認識のもと、支援者の専門性の維持・向上や権利擁護への意識向上が必要かと感じる。</li> </ul>
各務原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施の職員体制の確保と専門性。</li> </ul>
可児市	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在は2名の受任。2名とも高齢者施設に入所しているため、多業務との兼務で後見業務ができているが、今後、在宅で若年の精神障がい者などの後見等の受任があると、現状の人員体制では業務執行が困難になる。</li> </ul>
飛騨市	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業運営経費が足りなくなってしまった場合の対処が課題。</li> </ul>
郡上市	<ul style="list-style-type: none"> <li>件数が増えてきた時の業務負担。</li> <li>報酬が事後にしかもらえないこと。</li> <li>死後事務への対応。</li> </ul>
下呂市	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施するとしたら、人材の確保および人件費の担保。</li> <li>関連業務（日常生活自立支援事業、相談援助業務など）と兼務の是非。</li> </ul>
岐南町	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人後見を実施するにあたり、財源確保の面、人員確保の面で大きな不安がある。（受任できる体制が整っていない。）</li> </ul>
輪之内町	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材不足</li> </ul>
安八町	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員不足の為の配置方法、また、町は社協にもかかわるように言うが、業務のバランス。</li> </ul>
富加町	
七宗町	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際に受任することになった場合、どのように進めていったらいいか。</li> </ul>

## 3. 中核機関の設置についての状況

	実施状況	時期	内容・その他
岐 阜 市	協議中		現在、市担当課と協議中。
大 壇 市	未定		大垣市より今後協議する必要があるとの連絡 はあり。
高 山 市	未定		
関 市	関市直営 単独	平成 31 年 3 月 設置	
美濃加茂市	直営単独 実施予定	令和 2 年 4 月 設置予定	広域連携
各 業 原 市	社協受託	令和元年 7 月 1 日 設置	
可 児 市	市単独で 実施予定		
飛 駒 市	検討中	不明	現在市担当課で広域実施を検討中。時期・内 容については不明。
郡 上 市	検討中		市が検討中。今後、関係機関で検討会議が開 催される予定。
下 呂 市	協議中		2018 年度、県および高山家庭裁判所の 呼び掛けにより飛騨地域 3 市 1 村の行政、 社協が集い意見交換の場が持たれたとこ ろ。2 回の協議の中で高山市にイニシアテ ィブを担ってもらいたい……との意見が 大勢を占めているが、まだ具体的な動きに なっていない。
岐 南 町	検討中		現在町担当課で実施方法を検討中。
輪 之 内 町	町単独ま たば広域	令和 2 年度中に 設置予定	現在町担当課と協議中
安 八 町	検討中		実施に向けての町の方針は現在検討中である が、今年度内に一度、社協も含め会議を開催 予定。
富 加 町	協議中	令和 3 年度	現在、町担当課と協議中。 加茂地区はこれまで美濃加茂市を中心に広域 で検討してきたが、中核機関については各市 町村の責任で設置することになり、本会とし ては令和 3 年度までに社協で受託できないか 検討中。
七 宗 町	未定		

## 4. その他、意見交換の際に取り上げたいこと。講師にお尋ねしたいこと。

岐 阜 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りもなく、不動産等の財産を有する方の死亡後の事務。（相続人等との連絡・銀行手続き等）</li> <li>・親族がいない（と思われる）方の死後の財産処分について。</li> <li>・権利擁護支援センターの組織や具体的な業務内容について知りたい。</li> </ul>
高 山 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度、後見報酬の支払いが困難なため、高山市の後見制度利用支援事業の申請を行った（事前に市担当課に協議して進めた）が、却下された。申請にあたって、預貯金残高の上限等あるのか。注意点等知りたい。</li> </ul>
美濃加茂市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対応を必要とするケースなどにおける事務管理（又は緊急事務管理）について、最も本人の利益に適するような方法で管理しなければならないとされているが、細い規定がなく、慎重な取り扱いが必要となる。事務管理において、検討したことがあれば、その内容や結論などについて聞きたい。</li> </ul>
可 児 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年被後見人の配偶者等、家族が死去した場合の相続手続きの実施について。</li> </ul>
下 呂 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関自体が法人後見受任の是非。また、その際の体制留意点。</li> <li>・圏域（飛騨地域）で実施する場合、サテライト（例 下呂支所、飛騨支所など）事務所の是非と、スタッフの位置付け。</li> </ul>
岐 南 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会のような小規模な法人としては、法人後見を実施するにあたり、財源確保の面でも人員格の面でも不安をもっている。法人後見の大きなメリットは、継続性が担保できること、社協の特性を生かしたネットワークによる見守りが可能であると考えているが、現在受任されている町村社協がどのように体制を整備されているのか、財源や人員を確保しているのか。</li> </ul>
安八町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施している、または実施予定の市町村は、職員の配置をどのように行っているか（専任又は兼務）</li> <li>・一つの案件に対しての業務量</li> </ul>